

## ○訪問介護サービス（身体介護・生活援助）

### <サービス提供時間>

原則として、月曜日から土曜日の午前8時から午後6時まで  
ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除きます。  
※上記以外でのサービス提供を希望の場合はご相談ください。

### <サービス提供地域>

三鷹市全域（事情によっては、三鷹市外の利用も可）

### <利用料>

所要時間 (1回あたり)	身体介護				所要時間 (1回あたり)	生活援助			
	介護報酬	利用者負担額				介護報酬	利用者負担額		
		1割	2割	3割			1割	2割	3割
30分未満	2,762円 (250単位)	277円	553円	829円		—	—	—	—
30分以上 1時間未満	4,375円 (396単位)	438円	875円	1,313円	20分以上 45分未満	2,022円 (183単位)	203円	405円	607円
1時間以上 1時間30分未満	6,397円 (579単位)	640円	1,280円	1,920円	45分以上	2,486円 (225単位)	249円	498円	746円
1時間30分以上 30分増すごとに	918円 (84単位)	93円	186円	279円		—	—	—	—

※利用者様負担額は、介護保険適用で自己負担割合額に応じて、1割から3割を負担した場合の1回あたりの料金です。

※同時に2人の訪問介護員等がサービス提供を行った場合は、2倍に相当する料金となります。

※サービス提供時間帯やサービス内容によって加算があります。

- ・ 早朝（午前6時から8時） 25%を加算
- ・ 夜間（午後6時から10時） 25%を加算
- ・ 深夜（午後10時から午前6時） 50%を加算

### 【加算額】

	介護報酬	利用者負担額		
		1割	2割	3割
初回加算	月 2,210円 (200単位)	221円	442円	663円
緊急時訪問介護加算	1回 1,105円 (100単位)	111円	221円	332円
生活機能向上連携加算Ⅰ	1回 1,105円 (100単位)	111円	221円	332円
生活機能向上連携加算Ⅱ	1回 2,210円 (200単位)	221円	442円	663円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1月あたりの介護報酬に13.7%を加算			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1月あたりの介護報酬に4.2%を加算			

【初回加算】新規に訪問介護計画を作成した利用者様に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に算定されます。

【緊急時訪問介護加算】利用者様やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護中心）を行った場合に算定されます。

【生活機能向上連携加算ⅠⅡ】訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーション事業所等の理学療法士等が居宅を訪問する際、サービス提供責任者が同行などし、理学療法士等と共同で評価を行った上で、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、計画に基づく訪問介護を行っている場合に算定されます。状況によりⅠⅡの種類があります。

【介護職員処遇改善加算Ⅰ】1月あたりの訪問介護報酬に13.7%を加算

【介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ】1月あたりの訪問介護報酬に4.2%を加算

(注) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂きサービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日、三鷹市高齢者支援課の窓口へ提出しますと、払い戻しを受けることができます。

### <キャンセル料>

利用者様の都合でサービスを中止する場合は、次のキャンセル料がかかります。

内 容	キャンセル料
利用日の前日の午後5時までに連絡を頂いた場合	無 料
上記時間以降サービス開始までに連絡を頂いた場合	基本料金の50%
連絡がなくサービス開始時刻になった場合	基本料金の100%

※ただし、利用者様の病状の急変や、入院等やむをえ得ない場合は不要です。

### <交通費>

- (1) 利用者様の居宅に伺うための交通費は無料です。
- (2) 通院介助や買い物などで交通機関を利用した場合は、交通費の実費をご負担いただきます。